

平成23年第2回 箕面市国民健康保険運営協議会

2011年1月
市民部 国保年金課

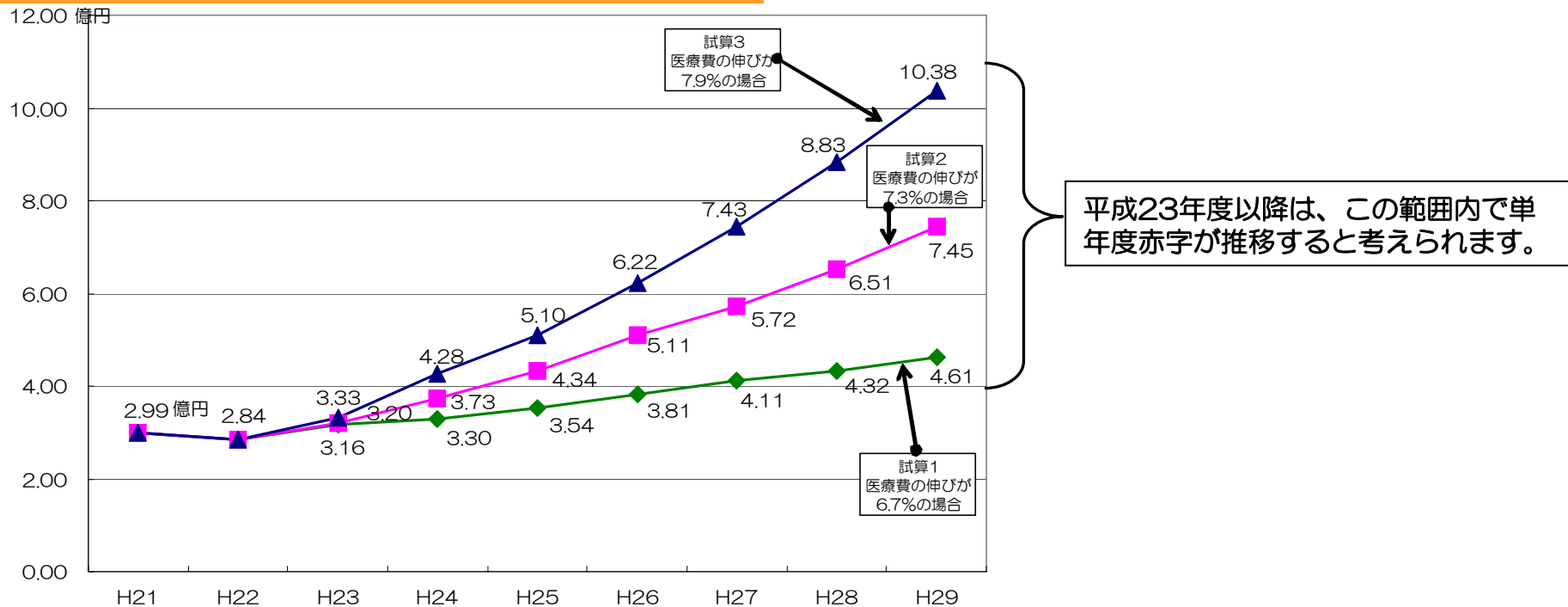
【目次】

1. 単年度赤字の推計
2. 単年度赤字の解消方法の考え方① 単赤方式
3. 単年度赤字の解消方法の考え方② 総額方式
4. 単赤方式の単年度赤字の解消状況
5. 総額方式①（93%から）の単年度赤字の解消状況
6. 総額方式②（94%から）の単年度赤字の解消状況
7. 3年間で単年度赤字の解消を目指す場合の方式別の比較
8. 5年間で単年度赤字の解消を目指す場合の方式別の比較
9. 単年度赤字の解消期間・方式別の累積赤字の試算結果
10. モデル世帯での保険料の試算結果①
11. モデル世帯での保険料の試算結果②

1. 単年度赤字の推計

- 平成30年度に国民健康保険の都道府県への広域化が予定されていることから、平成23年度から平成29年度までの収支を試算しました。
- 平成23年度以降の単年度赤字は、試算1と試算3の折れ線の間で推移すると考えられます。
- 保険料の改定を行わなければ、単年度赤字が少ない年度で約3.2億円、大きい年度で約10.4億円が単年度赤字となります。

グラフ1：平成23年度以降の単年度赤字の推計結果



平成23年度以降は、この範囲内で単年度赤字が推移すると考えられます。

平成23年度以降の保険料を考えるにあたっての重要な二点

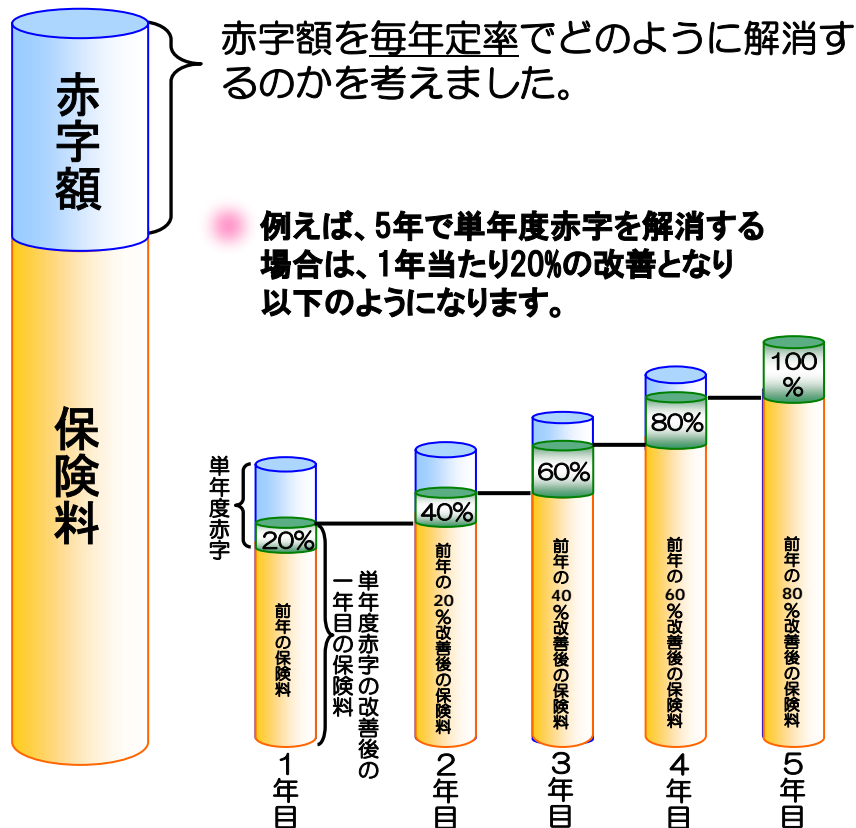


- ①国保財政の赤字の解消を目指す。
- ②平成30年度の国保の広域化のときに箕面市の国保加入者の保険料が激変しないように、池田市や豊中市などが実施している必要な保険料を毎年度算定する方式に改めて行くことを考える。

2. 単年度赤字の解消方法の考え方①

赤字解消の方法を考えるにあたり、「単年度赤字の額に対する割合を改善する【単赤方式】」と「保険料として必要な額の総額に対する割合を改善する【総額方式】」の二種類を検討しました。

【単赤方式の考え方】



メリット

- 単年度の赤字額に対する改善を実施するので、赤字改善を実施していることが分かりやすい方法です。

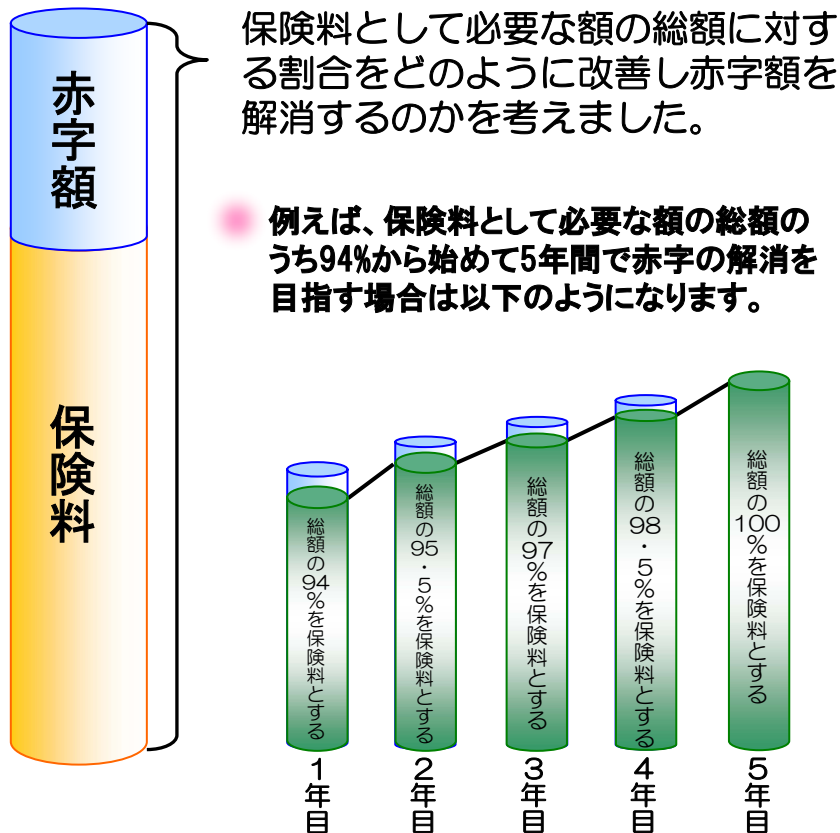
デメリット

- ◆ 国民健康保険法に定める保険料として必要な総額を元に保険料を計算する方法ではありません。

3.単年度赤字の解消方法の考え方②

赤字解消の方法を考えるにあたり、「単年度赤字の額に対する割合を改善する【単赤方式】」と「保険料として必要な額の総額に対する割合を改善する【総額方式】」の二種類を検討しました。

【総額方式の考え方】



メリット

- 国民健康保険法に定める保険料として必要な総額を元に保険料を計算する方法です。

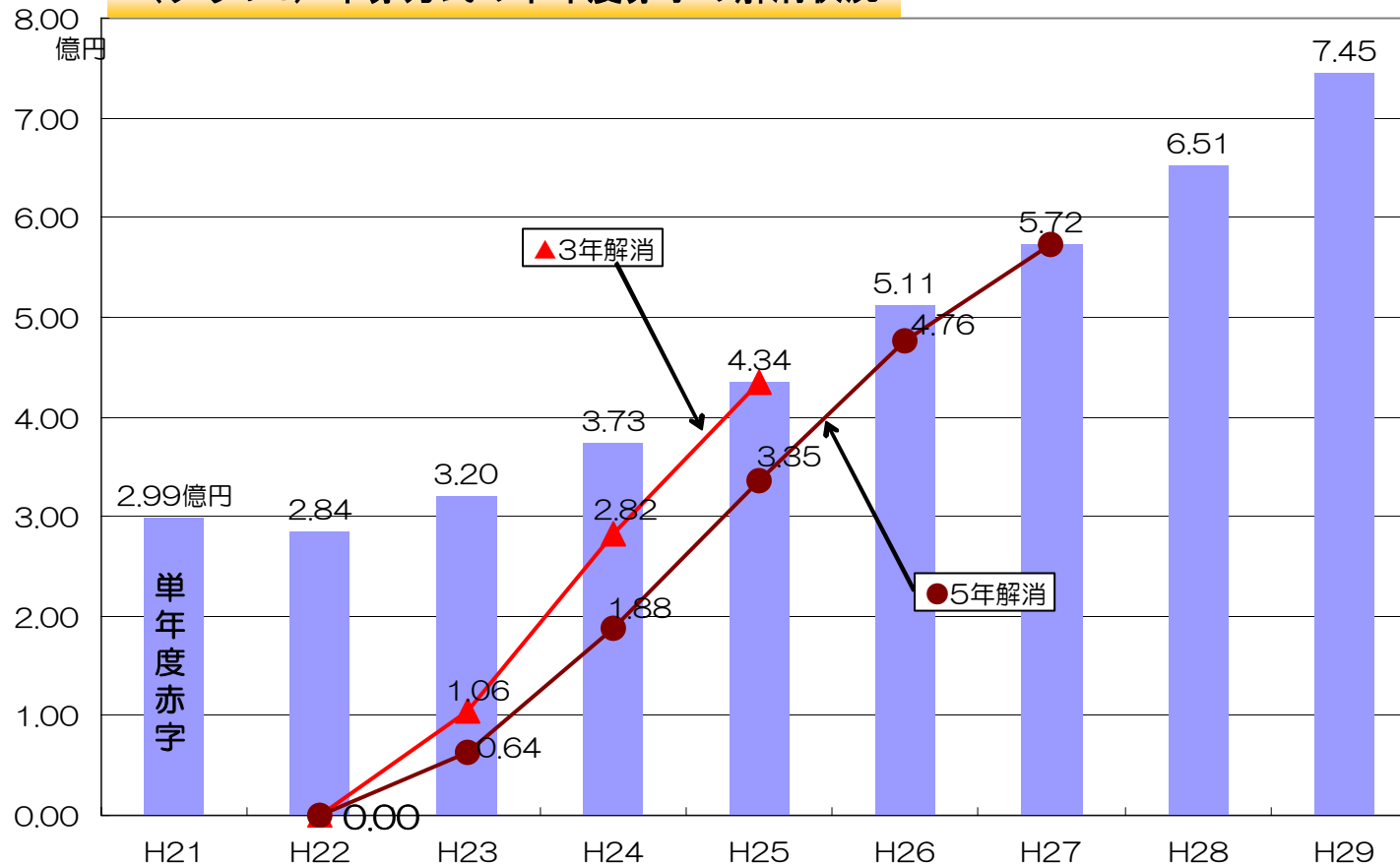
デメリット

- ◆ 保険料の総額に対する割合を改善する方式のため、単年度赤字の状況が分かり難いです。

4.単赤方式の単年度赤字の解消状況

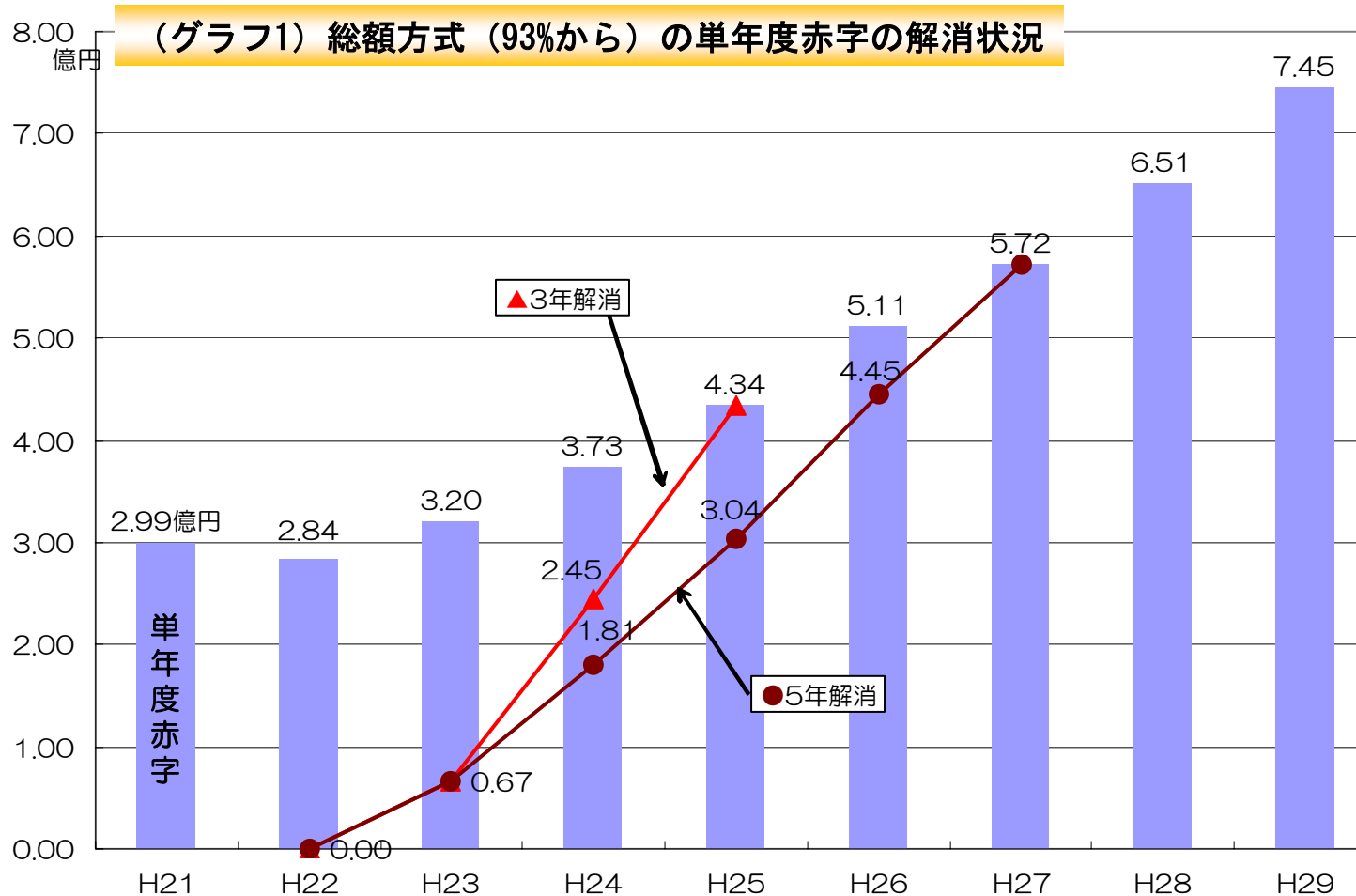
- 毎年単年度赤字の額に対する割合を改善し、単年度赤字を解消する方式の解消期間が3年・5年の場合の状況です。
- 折れ線グラフの傾斜が大きいほど単年度の負担が大きいです。

(グラフ1) 単赤方式の単年度赤字の解消状況



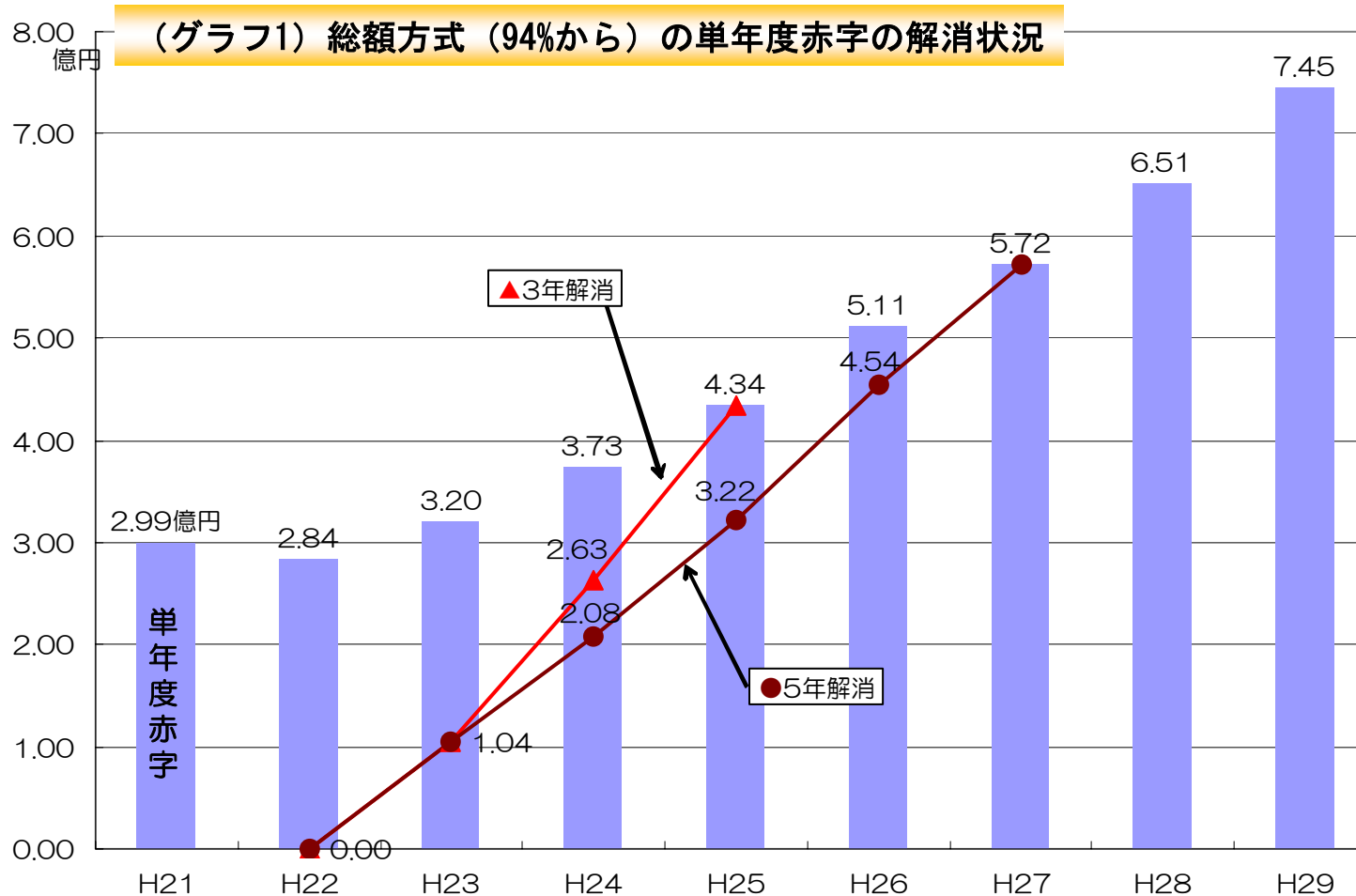
5.総額方式①（93%から）の単年度赤字の 解消状況

- 毎年保険料として必要な総額に対する割合を改善していく方式の3年・5年の場合の状況です。
- 折れ線グラフの傾斜が大きいほど単年度の負担が大きいです。



6.総額方式②（94%から）の単年度赤字の 解消状況

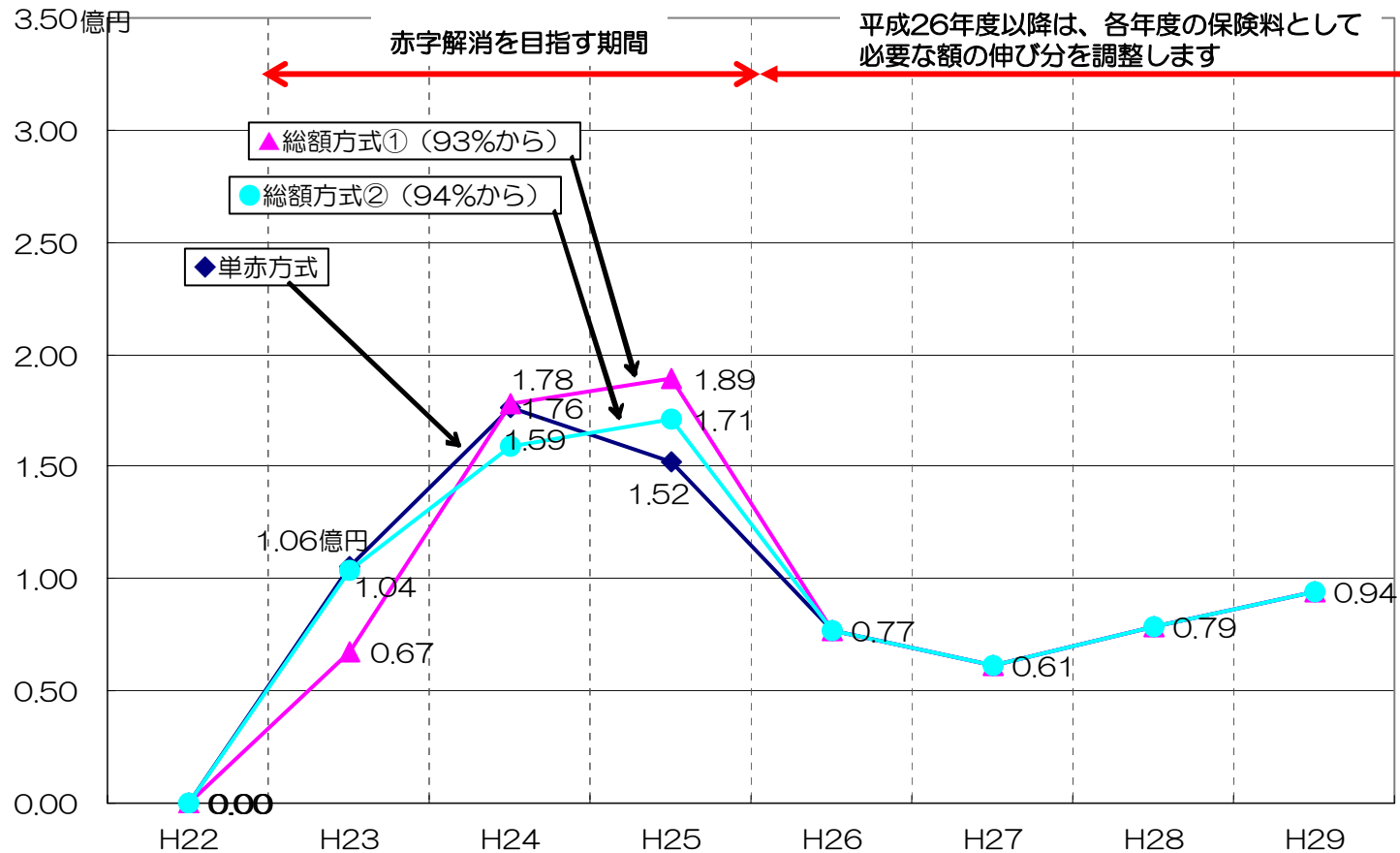
- 毎年保険料として必要な総額に対する割合を改善していく方式の3年・5年の場合の状況です。
- 折れ線グラフの傾斜が大きいほど単年度の負担が大きいです。



7.3年間で単年度赤字の解消を目指す場合の 方式別の比較

◆3年間で赤字の解消を目指すときの方式別の各年度の保険料算定額です。

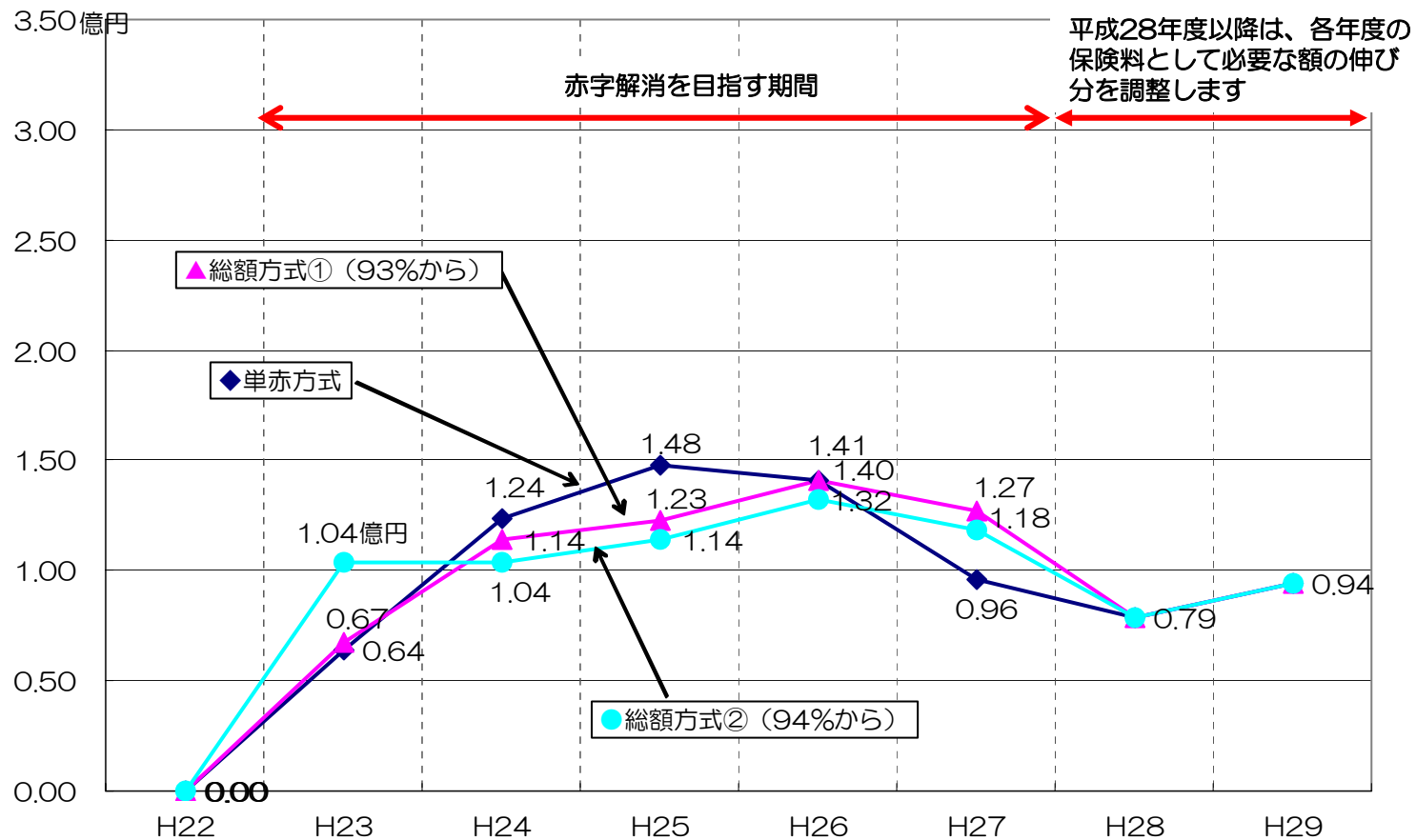
(グラフ1) 3年間で赤字の解消を目指すときの方式別の各年度の保険料算定額



8.5年間で単年度赤字の解消を目指す場合の 方式別の比較

◆5年間で赤字の解消を目指すときの方式別の各年度の保険料算定額です。

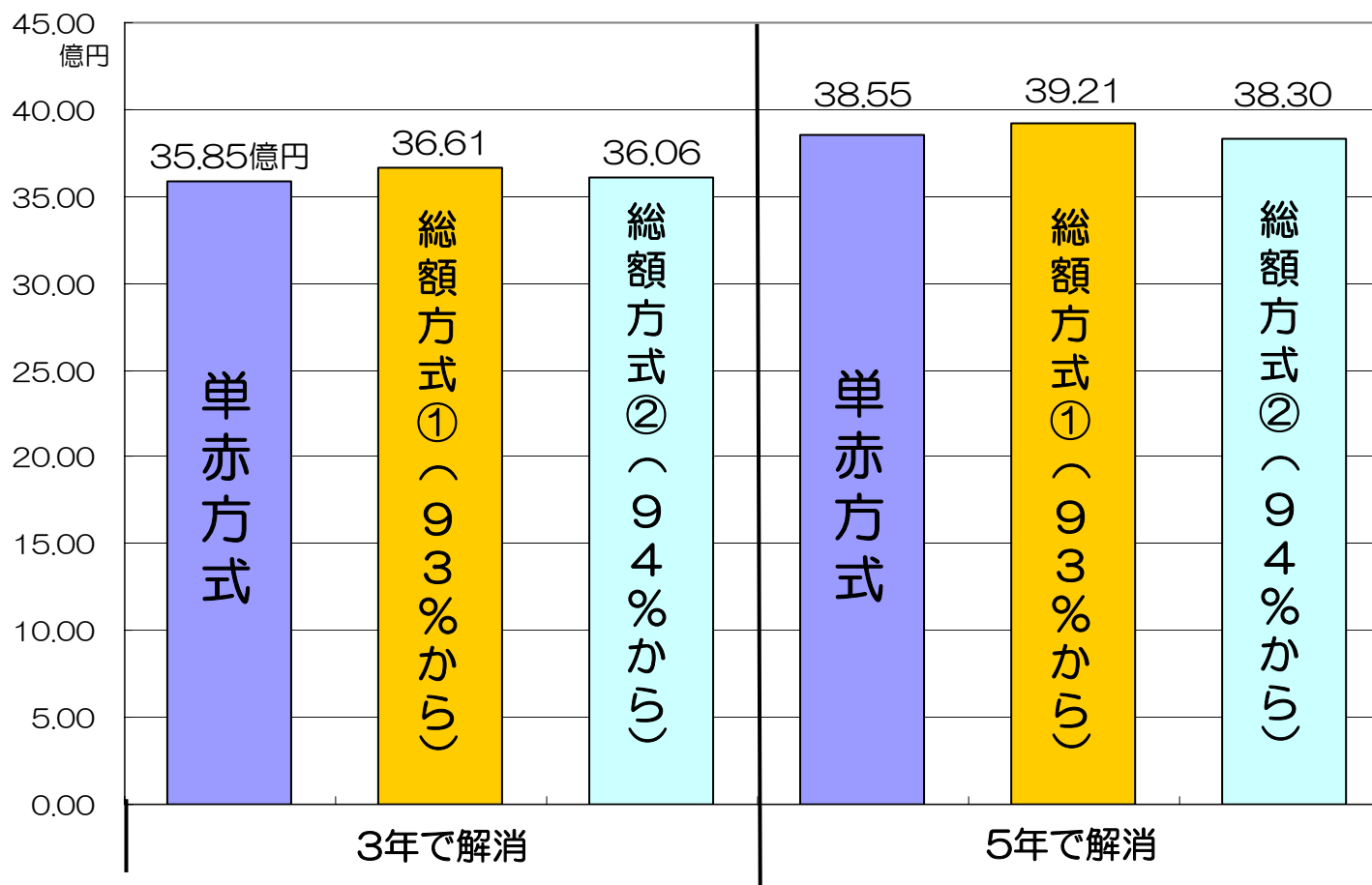
(グラフ1) 5年間で赤字の解消を目指すときの方式別の各年度の保険料算定額



9.単年度赤字の解消期間・方式別の 累積赤字の試算結果

● 単年度赤字の解消期間・解消方法別の累積赤字の状況です。

(グラフ1) 方式・期間別の累積赤字の状況



10.モデル世帯での保険料の試算結果①

モデル世帯にて方法別の平成23年度の保険料を試算し、平成22年度との差額を表にしました。

- 「単赤方式」「総額方式①(93%から)」「総額方式②(94%から)」の3種類について、単年度赤字の解消期間別の平成23年度のモデル世帯の保険料の増加額を試算しました。
- 総額方式①(93%から)と総額方式②(94%から)は、赤字を解消する期間(3年、5年)に関係なく、平成23年度は保険料として必要な総額の93%または94%から開始となるため、試算結果は各々ひとつとなっています。

(表1) 1人世帯の試算結果

項	方法	1人世帯						所得区分 保険料の 算定額 (億円)
		33万円	208万円	400万円	600万円	800万円	1000万円	
1	単赤方式 3年	450	9,725	18,749	44,480	48,170	40,000	1.06
2	単赤方式 5年	-90	6,875	14,747	38,744	48,170	40,000	0.64
3	総額方式① (93%から)	270	5,800	11,176	33,236	48,170	40,000	0.67
4	総額方式② (94%から)	450	9,550	18,382	43,913	48,170	40,000	1.04

保険料の上限額に達する所得区分です。

(表2) 2人世帯の試算結果

項	方法	2人世帯						所得区分 保険料の 算定額 (億円)
		33万円	208万円	400万円	600万円	800万円	1000万円	
1	単赤方式 3年	900	11,225	20,249	52,245	40,000	40,000	1.06
2	単赤方式 5年	-180	6,575	14,447	45,375	40,000	40,000	0.64
3	総額方式① (93%から)	540	6,700	12,076	45,742	40,000	40,000	0.67
4	総額方式② (94%から)	900	11,050	19,882	51,678	40,000	40,000	1.04

保険料の上限額に達する所得区分です。

※子ども以外は、介護保険に該当するとして計算しました

11.モデル世帯での保険料の試算結果②

- 「単赤方式」「総額方式①（93%から）」「総額方式②（94%から）」の3種類について、単年度赤字の解消期間別の平成23年度のモデル世帯の保険料の増加額を試算しました。
- 総額方式①（93%から）と総額方式②（94%から）は、赤字を解消する期間（3年、5年）に関係なく、平成23年度は保険料として必要な総額の93%または94%から開始となるため、試算結果は各々ひとつとなっています。

（表3）3人世帯の試算結果

項	方法	3人世帯						保険料の 算定額 (億円)
		所得区分 33万円	208万円	400万円	600万円	800万円	1000万円	
1	単赤方式 3年	1,332	12,665	21,689	53,205	40,000	40,000	1.06
2	単赤方式 5年	-36	7,055	14,927	45,855	40,000	40,000	0.64
3	総額方式① (93%から)	828	7,660	13,036	46,989	40,000	40,000	0.67
4	総額方式② (94%から)	1,332	12,490	21,322	52,638	40,000	40,000	1.04

保険料の上限額に達する所得区分です。

（表4）4人世帯の試算結果

項	方法	4人世帯						保険料の 算定額 (億円)
		所得区分 33万円	208万円	400万円	600万円	800万円	1000万円	
1	単赤方式 3年	1,602	13,565	22,589	53,805	40,000	40,000	1.06
2	単赤方式 5年	54	7,355	15,227	46,155	40,000	40,000	0.64
3	総額方式① (93%から)	1,008	8,260	13,636	47,289	40,000	40,000	0.67
4	総額方式② (94%から)	1,602	13,390	22,222	53,238	40,000	40,000	1.04

保険料の上限額に達する所得区分です。

※子ども以外は、介護保険に該当するとして計算しました